

事案書（■経営会議 □調整会議）

開催日：平成27年 4月17日（金）

担当課：文化スポーツ部 スポーツ課

件 名：大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について	
提出理由：スポーツ施策の更なる推進に向け、大和市スポーツ施設設置条例の一部改正案を大和市スポーツ推進審議会に諮問するにあたり、その内容について了承を得るため	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景等</p> <ul style="list-style-type: none">平成23年8月に施行されたスポーツ基本法において、「スポーツは国民が心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものであり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」旨が示されるとともに、「国や地方公共団体は、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有する」と定められた。加えて、本市では市政の基軸に「健康」を据えており、「健康」に直結するスポーツを重要な施策と位置づけ、平成25年4月に「教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を施行し、スポーツに係わる事務の権限を教育委員会から市長へ移管し、施策を積極的に展開している。また、同年7月には、スポーツ基本法に基づき「大和市スポーツ推進計画（以下、「推進計画」という）」を策定し、施策の一層の充実を図っているところである。このような中にあって、「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」の改正が予定されており、今後は法人等の設立目的と施設の設置目的等が一致するなど、一定の条件を満たす場合には、公募によらない指定管理者の選定も可能となる。	<p>2. 条例改正の考え方</p> <ul style="list-style-type: none">今後、スポーツにおける地方自治体の責務を果たすためには、施設を管理する指定管理者の協力が不可欠であるため、指定管理者は市の施策を十分理解し、市と連携して施策展開を図ることのできる事業者とする必要がある。特に、大和スポーツセンターや大和スタジアムは、推進計画に位置づけた「みる」スポーツの会場として、施策を推進する上で重要な拠点となっている。推進計画に掲げている、総合型地域スポーツクラブの創設やホームタウンチームの育成を推進するためには、地域における活動拠点の確保が必要であり、この点でも指定管理者の協力や連携は欠かすことはできない。さらに、スポーツ施策の推進には、各カテゴリのスポーツ団体との連携が欠かせないことから、団体の活動内容を理解し、地域と密接な関係を築き、継続して関わることのできる指定管理者が望まれる。このため、改正後の「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」に基づき、「大和市スポーツ施設設置条例」の一部を改正し、指定管理者の選定について、公募に捉われない手法も設けることで、本市として柔軟な対応が可能になる体制を整備する。
<p>経 過</p> <p>S61. 9 大和市スポーツ施設設置条例制定 H27. 4 大和市公の施設の管理運営に関する基本方針の一部改正</p>	<p>今後の予定</p> <p>H27. 4～5 スポーツ推進審議会への諮問・答申 市民意見公募手続きの実施 H27. 6 議案上程 H27. 7 改正条例施行</p>